

委 託 業 務 仕 様 書

1 委託業務名

戦国・武将観光PRキャラバン等運営業務委託

2 委託業務の目的

本事業は、大都市圏における各種イベントへの出展や、プロモーション活動の実施を通じて、岐阜県戦国・武将観光の魅力を直接的に消費者へPRすることにより、新規ファン及びリピーターの獲得につなげ、関ヶ原古戦場や、東美濃の山城、岐阜城、大垣城、郡上八幡城、関の刃物など岐阜県の戦国・武将関係の観光資源及び周辺観光地への誘客の促進、観光消費額の増大を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 委託業務の内容

(1) イベントへの出展

- ① 大都市圏（東京、大阪、名古屋等）で開催される以下のイベントにPRブースを出展し、本県の戦国・武将観光コンテンツのプロモーションを行うこと。

○大阪お城フェス 2025（大阪府）

- ・開催日程：令和7年8月9日（土）、10日（日）
- ・出展料は受託者が負担し、2小間以上で出店すること。

（参考：大阪お城フェス 2025 出展料 200,000 円／小間（税別））

○お城 EXP0（神奈川県）

- ・開催日程：令和7年12月中旬の週末2日間
- ・出展料は受託者が負担し、3小間以上で出展すること。

（参考：お城 EXP02024 早割出展料 250,000 円／小間（税別））

○にっぽん城まつり（愛知県）

- ・開催日程：令和8年3月上旬の週末2日間
- ・出展料は受託者が負担し、2小間以上で出展すること。

（参考：にっぽん城まつり 2025 早割出展料 150,000 円／小間（税別））

- ② 出展にあたっては、以下に留意すること。

- ・イベントの管理者との交渉、連絡協議、連携団体との連絡協議を行うこと。
- ・出展等にかかる一切の経費は、受託者において負担すること。

(2) PRブースの企画運営

上記(1)の出展イベントにかかるPRブースの企画運営について、以下を行うこと。

- ① 参加者に訴求力のある岐阜県戦国・武将観光の魅力・誘客プロモーション方法を提案の上、実施すること。また、その方法に適した人員を配置するとともに、PRブースのレイアウト、装飾計画を記した詳細な図面資料を作成すること。
- ② 4(4)で制作する備品や別紙「県が保有する物品」を活用すること。
- ③ 県内市町村や観光協会、観光関係者と連携を図り、岐阜県全域の戦国・武将観光関係の観光資源を効果的にプロモートすること。
- ④ PRブースにおいて、岐阜県戦国・武将観光の推進及び誘客の目的をふまえ、本県ゆかりの戦国武将等に関連した体験企画を(1)の全日程(6日間)において実施すること。
 - ・体験企画は、本県戦国・武将観光の魅力を効果的にアピールできる内容とすること。
 - ・体験企画の実施に際し、ノベルティ、車両、什器、サイン等が必要な場合は、受託者にて用意すること。
 - ・別途県が用意するアンケート項目により、参加者に対し回答を促すこと。
- ⑤ PRブースを出展する際は、関係行政庁のほか、出展先のイベント主催者及び会場等からの指示及び要請等に応じ、適切な安全対策等を行うこと。
- ⑥ 安全かつ円滑に実施できるよう、PRブースは業務実施責任者とイベント等出展従事者を合わせて、原則2名以上で対応すること。

(3) キャラバン隊の派遣

- ① 「清流の国ぎふ」マスコットキャラクターのミナモ率いるキャラバン隊を(1)のイベントの全日程(6日間)において派遣し、グリーティングを行いながら、本県の戦国・武将観光の魅力をPRすること。ミナモの派遣については、チーム清流ミナモ派遣事務局と協議すること。なお、ミナモの派遣費用はチーム清流ミナモ派遣事務局が負担するため、本事業の積算には含めない。
- ② 上記の派遣の内、3日間以上(各イベント1日以上とする。)は、岐阜県戦国・武将観光の魅力・誘客に効果的な手法により、ステージ出演をすること。その際は、岐阜県ゆかりの武将になりきった、いわゆる武将隊のメンバー又は歴史系タレントも合わせて出演させることとし、出演者及び演出について提案すること。
- ③ ステージに出演する武将隊又は歴史系タレントの出演料・交通宿泊費・食事代等を含む一切を受託者において手配するとともに、経費を負担すること。

(4) プロモーションツールの制作

- ① PRブースへの誘客に効果的かつ岐阜県戦国・武将観光の目的に資するプロモーションツールを制作すること。なお、制作にあたっては県の承諾を得ること。
- ② 上記制作物及び県・市町村等が提供する配布物等の保管場所を確保すること。
- ③ 上記、物品制作及び保管にかかるすべての費用は受託者で負担すること。
- ④ プロモーションツール等の制作物については、リスト化し、逐次更新及び県への情報共有をすること。

(5) 巡回イベントの開催

- ① 岐阜県の戦国・武将観光の新規ファン獲得を目的に、歴史を学習し始める小学校高学年及びその保護者を主な対象として、本県の戦国・武将観光資源に興味関心を抱くきっかけとなり得る巡回イベントを開催すること。
- ② 会場は、県内又は近郊のショッピングモール等大型集客施設の屋内2か所以上とすること。
- ③ 開催日数は計4日間以上とし、土日祝日や夏季休暇中など、対象の児童や家族が参加しやすい時期に開催すること。
- ④ 県が提供するPRパンフレット等の配架スペースを設けるほか、体験企画や武将隊によるグリーティングなど、その他効果的な企画があれば提案すること。
- ⑤ イベントの開催にあたっては、会場となる施設との調整（広報含む）、設営撤去、当日の運営、安全管理、支払い（会場費含む）等、一切の業務を行うこと。

5 業務実施体制

(1) 業務実施責任者

- ① 本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を県に報告すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案、イベント等出展調整等のほか、イベント等出展従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は出展イベントの管理者等との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ⑤ イベント等出展を安全かつ円滑に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 経費、事業内容など県から報告を求められた際には速やかに対応すること。
- ⑦ 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

(2) イベント等出展従事者

- ① 岐阜県戦国・武将観光PRを行うこと。

- ② イベント会場における什器設備の設営、撤去等を行うこと。
- ③ 業務実施責任者が行う企画立案、イベント出展調整等の補助を行うこと。

6 業務完了後の提出書類

受託者は、本委託業務が完了したときは、令和8年3月31日までに以下の書類を提出し、検査等を受けること。

- (1) 委託業務完了届
- (2) 以下の①～⑤を含む実績報告書
 - ① 各種業務の内容（実施期間、内容、実施風景など）
 - ② 各種業務の成果（具体的数値など）
 - ③ 各種業務の成果物（プロモーションツール、写真等）
 - ④ アンケート調査の分析結果
 - ⑤ その他、県が指示するもの

7 著作権等に関すること

別記1「著作権等取扱特記事項」によること。

8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守
委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的・効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 個人情報保護の取扱い
受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記2「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に必要な措置を講じること。
- (4) 情報セキュリティ
別記3「情報セキュリティに関する特記事項」によること。
- (5) 守秘義務
受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 立入検査等
委託者は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告を

させ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行うことができる。

9 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。そのために、県に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

10 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

11 その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 契約締結後、速やかに業務実施にかかる計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、県の承認を得ること。

(3) 本委託業務実施にあたっては、県や関係団体と十分に協議した上で行うこと。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第 1 印刷製本物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第 2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 原稿
 - 二 原画
 - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第 1 項及び第 2 項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第 3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人

格権を行使しないものとする。

- 2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（JPEG 形式又は Adobe Illustrator 形式及び PDF 形式、CD-ROM：1 枚）を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ず

るよう努めなければならない。

- 2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
 - 3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
 - 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
 - 5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
 - 6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
 - 7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
 - 8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
 - 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
 - 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
- （返還、廃棄又は消去）

第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報
を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が
判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したとき
は、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、
責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知ら
せてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された保有個人情報が記録
された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限り
でない。

（再委託の禁止）

第11 乙は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託すること
をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでな
い。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする
場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承
諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託で取り扱う個人情報

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者

(7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

(8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるととも
に、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個
人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方
法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

(1) 再々委託を行う業務の内容

(2) 再々委託で取り扱う個人情報

(3) 再々委託の期間

(4) 再々委託が必要な理由

(5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

(6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者

(7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

(8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）

第13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）

第14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
(契約の解除)

第 15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。
(損害賠償)

第 16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

情報セキュリティに関する特記事項

岐阜県観光国際部観光資源活用課

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USBメモリ等を含む。）
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

- 第3条 受託者は、発注者に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。
- 2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

- 第4条 受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。
- 2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、発注者からの要求があれば書面で発注者に報告しなければならない。
- 3 本業務の履行のため、本業務の従事者が発注者の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリテ

ィ特記事項の遵守を含む。) など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。）を、発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を発注者へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、発注者への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

2 受託者は、発注者に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。

3 受託者は、発注者の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先（再々委託している場合は再々委託先も含む。）における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。

4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速や

かに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

第 14 条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

- 2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第 15 条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく発注者に連絡し、発注者からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

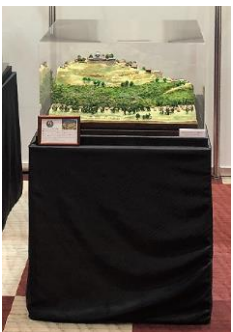
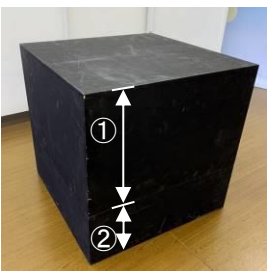
(体制報告書)

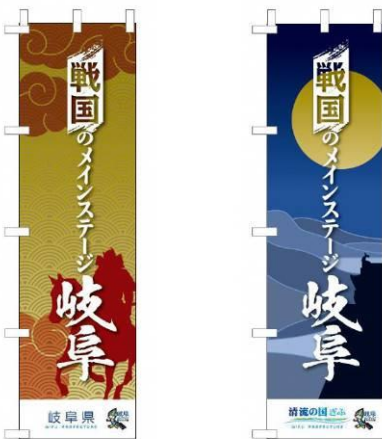
第 16 条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(実施報告書)

第 17 条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

県が保有する物品

No.	物 品 名	数 量	イメージ写真
1	城郭ジオラマ (W600×D600×H 約 300mm) ※アクリルケース付き ※岐阜城、大垣城、美濃 金山城、岩村城、苗木城、 小島城、大桑城、菩提山 城の 8 種	8 種各 1 点 (計 8 点)	 
	(付属備品) ①展示台兼運搬用ケース (W710×D710×H450 mm) ②展示台座かさ上げユニット (W710×D710×H250 mm)	8 台	 
2	戦国のメインステー ジ岐阜紹介パネル (B1 サイズ)	各 1 枚 (計 5 枚)	
3	戦国のメインステー ジテーブルカバー (横幅 180cm 用)	各 1 枚 (計 6 枚)	   

No.	物 品 名	数 量	イメージ写真
4	戦国のメインステージ のぼり旗 ※旗竿・注水器付き	各 20 セット (計 40 セッ ト)	
5	戦国のメインステー ジ岐阜 P R パネル (B1 サイズ)	3 種各 2 枚 (計 6 枚)	
6	武将 P R パネル (B1 サイズ)	6 種各 1 枚	
7	文化 P R パネル (B1 サイズ)	3 種各 1 枚	

No.	物 品 名	数 量	イメージ写真
8	お城タペストリー (1800×900)	8 種各 1 枚	
9	岐阜関ヶ原古戦場記念館紹介パネル (B1 サイズ)	1 枚	
10	岐阜関ヶ原古戦場記念館のぼり旗 ※旗竿・注水器付き	10 セット	

No.	物 品 名	数 量	イメージ写真
8	岐阜関ヶ原古戦場記念館ミニのぼり旗	10 セット	
9	戦国什器（パネルラック）	1 台	
10	戦国什器（ポスターラック）	1 台	
11	液晶ディスプレイ （31.5 型）	1 台	I-O DATA : EXQ321 WQHD 対応 31.5 型ワイド液晶ディスプレイ
12	Blu-ray Disc/DVD プレーヤー	1 台	SONY : BDP-S3700
13	HDMI ケーブル	1 本	エレコム : DH-HD14E220BK 2.0m